

意 見

大阪府環境審議会 環境総合計画部会
委員 逸見 祐司

政策体系化に基づく施策評価の効用について、以下を申し上げます。

記

1. 施策評価の効用

(1) 効用のポイント

- 1) 事務事業評価において、評価が困難であった事務の評価が可能
- 2) 事務事業の目的化（手段の目的化・事務の独り歩き）を防止の上、適量なアウトプット設定が期待できる。
- 3) 課の任務・役割の明確化と他の課との連携のあり方の明確化の促進
- 4) 公会計の考え方が職員に定着するのを踏まえて、主体である実行機関（課）の「手段の独立性」の確保を将来において期待できる。

(2) ポイントの解説

1) (1) - 1) について

事務事業評価の手法にて、行政評価上、課題視されるべき一部の事務（首長の公約、住民その他の団体の要望に対する処置、法定受託事務、内部管理事務等）についての効果性・効率性の評価が困難な場合がある。

当該事務等を施策内の一環としての事務とみなして、当該事務等と他の事務との有機的連関性を評価すれば、当該事務等の有用性に係る評価が可能になる。

2) (1) - 1) の事例

施策内貢献性評価（施策効率を評価する手法）において、高い評価を受けた事務に対して、単体にて評価が困難であった事務等の効用として、その補完性・互惠性及び諸事務間における潤滑性などについて、評価が困難な事務等の有用性の評価が可能となる。

3) (1) - 2) について

政策・施策の体系化が未整備のまま、事務事業評価の視点にて評価をくり返せば、過去に有効性があると評価された事務が因子となり、施策内において外部不経済効果が発現する。効果的であると評価された事務は改善の名の下で、当該アウトプットの上方修正を訴求される。結果とし

て不要不急の上方修正に陥るので、施策運用効率の視点から観れば、能率的ではない改善となる（事務の独り歩き）。

施策の体系化は、施策目標を達成するために要する事務事業のあり方、その考え方の変容が期待できるのと同時に、事務事業の適量な数値目標（施策目標達成手段として、最低限度において必要とする数量）に係る設定根拠の識別力の向上が期待できる。

4) (1) - 3)、- 4) について

施策の体系化は、課が担う全業務のディスクロージャー化を推進することになり、アカウンタビリティの担保の強化に資する。以前は評価の俎上に上がることもなく何の評価も受けない業務にも関わらず、現実には必要とされる事務等に対して、これに施策目的達成と云う意義を付与することとなる。

これにより職員の努力や業務量を推し量ることができ、志気の低下を防ぐ因子となる。

以上のことから、課の守備範囲の明確化と他の課やその他協働する団体との連携のあり方について、役割分担の明確化が促進される。

いずれ、職員に対して公会計の考え方が定着することを踏まえて、施策実行機関としての課の手段の独立性（課長の裁量権の増大化）に資するため、原課の実情に応じた効率的な事務の運用（課の創意工夫に基づく仕事のやり方）が期待できる。

目の流用に係る課長の裁量権をさらに増大化すれば、名実ともに成果主義を重視する行政への変容も期待できる。

以上